

港 - 1 1 8 2
平成27年3月31日

秋田県建設産業団体連合会長
一般社団法人秋田市建設業協会会長 様

秋田県建設部港湾空港課長



港湾請負工事積算基準等（平成26年10月以降適用）の一部改定について（周知）

公共工事の積算にあたっては、標準的な工事価格が算定できるよう実態調査を行い、その結果を反映した各種積算基準を整備しています。

国では、市場における労務・資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため、4月1日から港湾請負工事積算基準の改定を行うと発表しました。

県ではこれを受け、例年、10月1日改定としてきたところを、諸経費等に限り先行的に平成27年4月1日以降適用として基準書の一部改定を行いますので、関係する会員に周知くださいますようお願いします。

なお、積算システムへの実装に時間を要することから、システム実装までの期間までに公告する案件については『経過措置』を適用することとしたので申し添えます。

1 改定内容（別紙参照）

港湾請負工事標準積算基準書

工事に係わる一般管理費、現場管理費の補正係数等

業務委託に係わる諸経费率等

2 適用

平成27年4月1日以降に公告・閲覧する港湾請負工事及び業務委託に適用する。

3 経過措置について

別紙参照

■問い合わせ先

秋田県建設部港湾空港課

港湾班 越前 真人

TEL 018-860-2543

FAX 018-860-3804

港湾請負工事及び設計業務積算基準（平成26年10月以降適用）の 一部改定内容について

工事

- 1) 人材育成・確保等の必要性を踏まえた適正な利潤を確保するため、一般管理費等率を改定します。
- 2) 一般管理費等率の改定に伴い、現場管理費の外注経費（外注する際の一般管理費等）についても合わせて改定します。

設計業務

- 1) 人材育成・確保等の必要性を踏まえた適正な利潤を確保するため、一般管理費等率を改定します。

土木工事及び設計業務積算基準（平成26年10月以降適用）の一部改定による 経過措置について

1 対象工事及び業務委託

4月1日以降の公告時において「H26.10.1以降適用基準の諸経費等」を用いて予定価格を算出していることを条件明示した工事及び業務委託

2 経過措置

- 1) 予定価格は「H26.10.1以降適用基準の諸経費等」を用いて算出する。
- 2) 契約後は「H27.4.1以降適用基準の諸経費等」に変更し、その額で変更契約を行う。

3 システム実装予定日

監督職員から別途通知します。